

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チ(2)中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。